

議会運営委員会会議録

平成13年6月1日午後0時55分から委員会室で開かれた。

1. 出席委員

| | | |
|--------|---------|-------|
| ◎森河 昌之 | ○萬里川美代子 | 中西 和夫 |
| 野呂 民平 | 松村 健一 | 西谷 剛周 |
| 木田 守彦 | 小野議長 | |

2. 会議の書記

議会事務局長 小野 美枝子 同係長 上埜 幸弘

3. 審査事項

別紙のとおり

委員長 開会宣言（午後0時55分）

委員長 署名委員 野呂委員、松村委員

委員長 協議事項であります。お手元に配布されておりますように、前回の委員会で最終日に追加日程として上程される旨、確認させていただきましたが、専決の日が予定より早く事務処理ができたということで、本日追加日程として上程されることになりましたので、この件の了解と、なお委員会に付託し、審査をお願いすることになろうかと考えておりますので、委員会は2件とも厚生常任委員会に付託することとしてよろしいですか。

（ 了 承 ）

委員長 それでは、そのように議長におかれましては、手続き方よろしく願います。

もう1点ですが、農業委員さんにつき前回総務部長から推薦者の氏名を報告していただきましたが、その後に氏名の変更がありましたので、委員長判断で本日の報告となりました。なお、氏名についてはすでに議案書に配布されておりますとおりで、併せてご了解賜りますようお願いいたします。

以上でございますが、何かご意見等ございませんか。

野呂委員 今回議長名で、一般質問通告の提出についてのお願いということで、議員必携から抜粋したもので、一般質問に対して改めて再確認方よろしく願いますというのが出されたのですが、実際はこの標準会議規則をうちの場合は基礎としながらも、みんなで協議してやってきた。それでこの標準会議規則を見たら、違うところがあるわけです。質問の回数

は質疑と同様原則として3回までと、議長の特別の許可がない限りそれ以上できるとか、実態にあっていないものを配るということ自体がおかしい。そういうことについては今まで議運で決めてきて、スムーズに運営してきているわけですから、何も取り立てて一般質問上で問題があったことはかつてなかったと思う。そういうことであるのになぜ改めてこの通りにやれと言ってるのか。見解を聞いておきたいと思う。

議 長

私の独断でこれをコピーして入れさせていただきました。それについて野呂委員の方から、質問の回数ということがありましたが、私たちの会議規則にもこれを謳っております。それらについてはそのように解釈されるということを考えていなかったことで、もしそういう3回までと限定してしまうのだということは一切これを出すときに考えておりませんでした。そのように解釈されたのだったらお詫びいたします。

私はこれを独断で今回の知りようの中に入れさせていただいたのは、一般質問の通告書の書き方として、通告書をきちっと製本する際に事務局の方でいろいろ難儀しているのを見ていたので、できたらこういう整理の仕方を書いていただきたいという思いから、出させていただきました。だからそれらについては、再確認ということで、本来ならば議運にも相談してもよかったのですが、これは議員としては当然こういう議員必携もお持ちだし、議員必携の中の抜粋ですので、議会運営委員長にも相談なしに、今回入れさせていただいたということです。

野呂委員

そういうことを感じておったのなら、議運の委員長に一言言って、あるいは議運中で、今後の質問書の提出の仕方を論議して決めていくのがいいのではないかと思う。こういう形で頭越しに来ると、何を言わんとしているのか真意が伝わらないと思う。そのように私は感じました。

議 長

今後気を付けて、委員長と連絡を取って皆さんに相談させていただき

ます。

委員長 ご了解だけしていただきたいと思います。
他にございませんか。

木田委員 前回の議運の時に、総務部長に頼んでいた法隆寺グランドホテルの件
について、委員会でも答をもらっていないので確認をしてほしいと思
います。

委員長 全協までに確認させていただきます。
それでは前回の確約ということで議運の皆さんには確認をさせていた
だきましたけれど、全協でこういうふうに報告させていただいてよろし
いですか。

(了 承)

萬里川委員 今の一般質問の関わりですが、私も簡単に書きすぎたかなという部分
で、前向きに検討されて議長の名前で出されたのだらうなというふう
にいい方に思ったのですが、書き方の癖というのがありますので、一般質
問をもっと具体的にということはこの例を出してあげてくださっている
のだったら、もう少し議運でも話ができたらよかったかなと思う。こ
ういう形でもし書かなくてはいけないのでしたら、もう1回詳しく書か
ないと行けないのかなと思うのです。これをどう取り扱っていただける
のか、どうしたらよろしいのでしょうか。

議 長 申し訳ないですが、議員必携は皆さんお持ちですので、当然熟読して
おられると思うのです。今までそれでやってこられた。萬里川委員も前
議長ですが、萬里川委員からそういう話が出るというのはちょっと失礼

ですが、あれっという気がするのです。ここにも書いていますように一般質問通告一覧表は議員だけでなく出席説明者、また傍聴者にも配布すべきであると、そしたら今までそのとおりのものを出しているということは、答弁者、出席説明者には個別に質問内容とか聞くチャンスはありますけれど、傍聴者にはそれはありませんので、それはそういうふうに質問の要旨を書くのは議員として当然必要だと、私は理解しておられると思いますので、再確認してほしいということを申し上げているだけで、先ほどからなぜ議運に諮らなかったのかと、議運に諮るまでも議員として当然のことだと私は考えたからああいう形でとらさせていただきました。

委員長 そういうことをやるのだったら、今後委員会で諮っていただいて、私も議長が先ほど言われたように相談を受けてしてなかったということだけれど、これを審議せよということではなく、今後こういう問題がある場合は議運で審議していただくということで了解を取っておきたいと思っています。

野呂委員 たどえ議員必携に例題として質問の形式としてはこういうふうにするべきだとたどえ書いてあったとしても、具体的にできないというのが実態ですね。そういうところでは書いた文章は人によって捉え方が違うわけです。受け止め方はそれぞれ違うわけです。今指摘されて形式はこういうように書くべきだと、みんな読んでいるというけれど、実際はそうではないと思う。

 そここのところは、一般質問でまずい点があるとすれば、その点について議長が提起して、論議して、みんなが議運の委員長のもとにまとめていくということをしないと、認識は深まらないと思う。

委員長 いろいろ意見が出ておりますが、先ほど議長の方からそういうことが

あれば、皆さんに諮って取り決めさせていただくということで確認させていただきたいと思います。それでよろしいですね。

(了 承)

委員長

それではこれで議会運営委員会を終わります。(午後1時12分)